

欧州一般データ保護規則（GDPR）の加盟国における実施について の問題点—マルタデータ保護法を素材として—

板倉陽一郎¹³ 寺田麻佑²³

欧州一般データ保護規則（GDPR）は欧州におけるデータ保護規制を統一することを企図しているが、加盟国が独自に定めることができる条項が残っている他、加盟国における実施に際しては、各国法制度との調整が必要である。そのため、各国におけるデータ保護法は不要になることはなく、実施法として残存している。本発表では、マルタデータ保護法を素材として、GDPR の加盟国における実施について生じる法解釈上の問題を検討する。

Problems in Implementing European General Data Protection Regulation (GDPR) in EU Member States – Marta’s Data Protection Law as an Example

YOICHIRO ITAKURA¹³ MAYU TERADA²³

The European General Data Protection Regulation (GDPR) intends to unify data protection regulations in Europe, but there remain provisions that member states can set themselves, and in implementing the Regulation in the Member States, it is necessary to coordinate with the existing member states’ systems. The data protection law in each country will not be unnecessary and remains as an implementation rule. In this paper, the problem of legal interpretation concerning the implementation of GDPR in member states is considered using Marta Data Protection Law as a material.

1. 問題意識

欧州一般データ保護規則（Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance), ”GDPR”) においては、加盟国が独自に定めることができる条項、開放条項（Opening Clauses）が存在している他、加盟国が GDPR を実施するにあたって、GDPR と比べて「反復的な内容（Repetitive Content）」であるとか「宣言的な内容（Declaratory Content）」を含む条項を定めて良いかという問題が存在する。この点に関しては邦語文献で論ずるものがほとんど見られないが、欧州では GDPR の欧州委員会提案公表後、ただちに議論が沸き起こったとされており、日本の事業者等においても、具体的に加盟国と個人データのやり取りを行う際には実施法についても検討、調査が必要である以上、議論を踏まえておく必要がある。

そこで、本発表では、GDPR の実施法についての Julian Wagner と Alexander Benecke の議論[1]を紹介した上で、マルタデータ保護法（Data Protection Act, CAP 586）を素材と

して、実施法のあり方を検討し、日本の事業者等が GDPR の加盟国と個人データのやり取りを行う際の、実施法の留意点について示唆を得ることとする。

2. 実施法に関する Wagner と Benecke の議論

Julian Wagner と Alexander Benecke は、他の規則と比べた GDPR における加盟国の立法裁量について、以下の点を指摘している。①GDPR は「規則」ではなく、「一般…規則」である。②GDPR は、加盟国に各国法の制定を許す、通常とは異なる開放条項を備えている。③各国が包括的なデータ保護のシステムを構築するにあたって、部分的にでも、GDPR の条項を反復するだけの条項を制定してよいという問題がある。以下では、①～③について Wagner と Benecke の議論を要約して示す。

2.1 「一般…規則」という名称の影響

Wagner と Benecke は、GDPR がただの規則（Regulation, TFEU288 条）ではなく、「一般…規則」（General...Regulation）であることの法的意味を検討している。しかしながら、「一般…規則」という文言には、GDPR の適用範囲という含意の他に、単に他の法令と比して欧州レベルである、という解釈も考えられ、何らかの法的効果を論ずるには早すぎると論じている。結論としては、「一般…規則」という名称であったとして、通常の規則と比して、加盟国における規制の幅を生じさせたり、加盟国法レベルでの反復的な手法を認めたりするという効果があるものではないとしている。

1 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

2 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

3 理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）
RIKEN AIP

2.2 開放条項の問題点

Wagner と Benecke は、GDPR の開放条項を更に三種類に区分している。①「更に詳細な条項」の導入を許すもの（例：6 条 2 項）。②加盟国に広範な裁量を与えるもの（例：23 条）。③加盟国に全くの自律性を認めるもの（例：80 条 2 項）である。Wagner と Benecke は 6 条 2 項、80 条 2 項、85 条、88 条、23 条の規程ぶりを検討した上で、結論としては、ほとんどの開放条項は「更に詳細な条項」を許すものであり、その基準を逸脱するものはほとんどない、としている。他方、6 条 2 項、23 条、88 条及び 80 条 2 項は、欧州の規則からみると、非典型的であるが、加盟国に広範な「機動の余地 (space of manoeuvre)」を与えるものであると評価している。

6 条 2 項については、加盟国における個別分野の立法を想定しているが、必要性和公共の利益による制限を受けるのみならず、6 条 3 項は、加盟国の個別分野立法が従わなければならない一定の定式を示す。

80 条 2 項は、GDPR 違反について、データ主体以外のものが固有権として監督機関 (78 条) 又は管理者若しくは処理者 (79 条) に対して司法上の請求権を認めることを各国法で定めることを認めるものである。現時点ではドイツのみが該当するのではないかとされている。

88 条との関係では、同条 2 項が、GDPR 上の正当な利益及び基本的権利を保障する条項となっていることに着目している。GDPR の上限又は下限と接続することは、開放条項の (一般的な) システムに合致しているが、GDPR 上の他の開放条項は必ずしもそのような慣行に従っていない。

23 条は、極めて広範なデータ主体の権利の制限を認めるものであるが、基本権及び自由の本質の尊重、23 条 2 項の「具体的な規定」を要求している。

参照条文 : GDPR

GDPR6 条 2 項

2. Member States may maintain or introduce more specific provisions to adapt the application of the rules of this Regulation with regard to processing for compliance with points (c) and (e) of paragraph 1 by determining more precisely specific requirements for the processing and other measures to ensure lawful and fair processing including for other specific processing situations as provided for in Chapter IX.

2. 加盟国は、第 1 項(c)及び(e)を遵守する取扱いに関し第 9 章に定めるその他の特別の取扱いの状況に関する場合を含め、適法かつ公正な取扱いを確保するため、取扱いのためにより詳細で細目的な要件及びその他の措置を定めることによって、本規則の規定の適用を調整するためのより細目的な条項を維持し、又は、これを導入できる。

GDPR リサイタル(8)

(8) Where this Regulation provides for specifications or restrictions of its rules by Member State law, Member States may, as

far as necessary for coherence and for making the national provisions comprehensible to the persons to whom they apply, incorporate elements of this Regulation into their national law.

(8) 加盟国の国内法によるその法令の仕様又は制限を本規則が定める場合、加盟国は、その一貫性を保つため、及び、その法令の適用を受ける者にとって国内条項を理解しやすくするために必要がある範囲内で、本規則の諸要素を国内法の中に組み込むことができる。

GDPR23 条

1. Union or Member State law to which the data controller or processor is subject may restrict by way of a legislative measure the scope of the obligations and rights provided for in Articles 12 to 22 and Article 34, as well as Article 5 in so far as its provisions correspond to the rights and obligations provided for in Articles 12 to 22, when such a restriction respects the essence of the fundamental rights and freedoms and is a necessary and proportionate measure in a democratic society to safeguard:

1. データの管理者若しくは処理者が服する EU 法又は加盟国の国内法は、その制限が基本的な権利及び自由の本質的部分を尊重するものであり、かつ、以下の対象を保護するために民主主義社会において必要かつ比例的な措置である場合、第 12 条から第 22 条に定める権利及び義務に対応するそれらの法律の条項範囲内で、立法措置によって、第 12 条から第 22 条及び第 34 条並びに第 5 条に定める義務及び権利の適用範囲を制限できる：

(a)-(j) (略)

2 (略)

GDPR80 条 2 項

2. Member States may provide that any body, organisation or association referred to in paragraph 1 of this Article, independently of a data subject's mandate, has the right to lodge, in that Member State, a complaint with the supervisory authority which is competent pursuant to Article 77 and to exercise the rights referred to in Articles 78 and 79 if it considers that the rights of a data subject under this Regulation have been infringed as a result of the processing.

2. 加盟国は、本条の第 1 項に規定する組織、団体又は協会が、データ主体の委任とは独立に、当該加盟国内において、第 77 条により管轄権をもつ監督機関に異議を申立てる権利、及び、取扱いの結果として本規則に基づくデータ主体の権利が侵害されたと判断する場合、第 78 条及び第

79 条に規定する権利を行使する権利を有することを定めることができる。

2.3 「反復的な内容」と「宣言的な内容」

開放条項は、加盟国が包括的なデータ保護制度を設計するには足りない。各国がデータ保護法を一貫したものとして制定しようとする、GDPR の条項を繰り返す部分がどうしても出てきてしまうのである。これが、「反復的な内容」という問題である。Wagner と Benecke は、欧州司法裁判所の二つの裁判例[2][3]を参照した上で、加盟国の実施法の条項のうち、欧州法（GDPR）を起源に持つものは、欧州法を参照しなければならず、これを満たしていれば、「反復的な内容」を含む条項も適法に制定可能であり、リサイクル(8)もそのような解釈に適合的であるとする。しかしながら、GDPR の「反復的な」条項は、開放条項の中でのみ可能であって、開放条項の範囲が、「反復的な内容」が加盟国法で許されるかについての制限を構成しているとする。

他方で、「宣言的な内容」という論点もある。これは、欧州法（GDPR）を単に参照している条項の問題である。「宣言的な内容」については、加盟国法では一般的であって、ドイツ（旧）データ保護法においても、脚注において、EU データ保護指令の実施であることが示されていた。Wagner と Benecke によれば、加盟国法において GDPR の条項を参照する場合には、具体的な条項をあげて参照する必要がある、それで足りる。

3. マルタデータ保護法

3.1 マルタデータ保護法の構成と概要

マルタデータ保護法（Data Protection Act, CAP586. 以下、「MDPA」という。）は、34 条からなる GDPR の実施法であり、パート 1（前文、1 条～3 条）、パート 2（適用、4 条）、パート 3（制限、事前相談、事前承認、5 条～9 条）、パート 4（越境移転、10 条）、パート 5（情報及びデータコミッショナー、11 条～19 条）、パート 6（制裁金及び罰則、20 条～23 条）、パート 7（異議申立、24 条～31 条）、パート 8（一般条項、32 条～34 条）からなる。このうち、情報及びデータ保護コミッショナー（Information and Data Protection Commissioner, 以下、「IDPC」という。）の権限等を定めるパート 5 と、情報及びデータ保護審判所（Information and Data Protection Appeals Tribunal）への異議申立を定めるパート 7 については、それぞれ GDPR 上の監督機関の権限等の定め（51 条ないし 59 条）、監督機関への異議申立の権利等の定め（77 条及び 78 条）を具体化した組織法であると考えられ、開放条項そのものとも異なるため、ひとまずおく。ここで検討の対象となるのは、パート 3 及び 4 である。

3.2 パート 3（制限、事前相談、事前承認、5 条～9 条）

3.2.1 MDPA5 条（制限の制定形式）

MDPA5 条は、GDPR23 条を実施するものである。データ保護担当大臣（MDPA3 条 1 項「大臣」）に、IDPC 及び法務大臣と協議の上で、下位法令（マルタ法上の regulation）による、GDPR23 条に従った、管理者又は処理者の義務の制限を認める。GDPR23 条は、制限の設定について、「立法措置による」ことを求めている。MDPA5 条は、これを下位法令に委任することを定めるが、このような委任は GDPR23 条との関係で許されるか。23 条が「加盟国に広範な「機動の余地（space of manoeuvre）」を与えるもの」であるとする Wagner と Benecke の評価によれば、「立法措置」によって下位法令への委任を定めたのであるから許されるという評価もあり得ようし、GDPR23 条が個別の条項について立法措置を要求しており、包括的な委任は許さないという立場によれば、開放条項の限界を超えており違法だということになる。

3.2.2 MDPA6 条 1 項（GDPR89 条 2 項の例外）

MDPA6 条 1 項は、GDPR89 条 2 項が「科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的で取扱われる場合」に、加盟国が「個別具体的な目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、その達成を深刻に阻害するおそれがある場合であり、かつ、そのような特例がそれらの目的を果たすために必要である場合に限り」「本条第 1 項に規定する条件及び保護措置に従い、第 15 条、第 16 条、第 18 条及び第 21 条に規定する権利の特例を定めることができる」としていることに対応し、上記目的の場合のデータ主体の権利行使の制限を定めるものである。その条件として、①（権利行使が）これらの目的の達成を不可能または深刻に損なう可能性があり、②管理者が、上記例外がそれらの目的の達成に必要であると合理的に考える場合、としている。①及び②は「反復的な内容」であるが、開放条項の中で制定されており、結果として、開放条項への対応としては特段の問題は見当たらない。

3.2.3 MDPA6 条 2 項（GDPR89 条 3 項の例外）

MDPA6 条 1 項は、GDPR89 条 3 項が「公共の利益における保管の目的のために取扱われる場合」に、加盟国が「個別具体的な目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、その達成を深刻に阻害するおそれがある場合であり、かつ、そのような特例がそれらの目的を果たすために必要である場合に限り」「本条第 1 項に規定する条件及び保護措置に従い、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条に規定する権利の特例を定めることができる」としていることに対応し、上記目的の場合のデータ主体の権利行使の制限を定めるものである。その条件として、MDPA6 条 1 項と全く同じ、①（権利行

使が)これらの目的の達成を不可能または深刻に損なう可能性があり、②管理者が、上記例外がそれらの目的の達成に必要であると合理的に考える場合、としている。①及び②は「反復的な内容」であるが、開放条項の中で制定されており、結果として、開放条項への対応としては特段の問題は見当たらない。

3.2.4 MDPA6 条 3 項及び 4 項 ((GDPR89 条 1 項及び 4 項の実施法化)

MDPA6 条 3 項及び 4 項は、同 1 項及び 2 項の場合に、GDPR89 条 1 項及び 4 項とほぼ同じ条件を課すものであり、「反復的な内容」であるが、開放条項の中で制定されており、結果として、開放条項への対応としては特段の問題は見当たらない。

3.2.5 MDPA7 条 (GDPR9 条 2 項(h)及び(j)の例外)

GDPR 上、特別な種類の個人データの処理は通常の個人データ以上に厳しく禁じられている(「人種的若しくは民族的な出自、政治的な意見、宗教上若しくは思想上の信条、又は、労働組合への加入を明らかにする個人データの取扱い、並びに、遺伝子データ、自然人を一意に識別することを目的とする生体データ、健康に関するデータ、又は、自然人の性生活若しくは性的指向に関するデータの取扱いは、禁止される。」(GDPR9 条 1 項)。この例外を定めるのが 9 条 2 項の各号であり、(h)は、「EU 法又は加盟国の国内法に基づき、又は、医療専門家との契約により、かつ、第 3 項に定める条件及び保護措置に従い、予防医学若しくは産業医学の目的のために、労働者の業務遂行能力の評価、医療上の診断、医療若しくは社会福祉又は治療の提供、又は、医療制度若しくは社会福祉制度及びそのサービス提供の管理のために取扱いが必要となる場合。」として、(j)は、「求められる目的と比例的であり、データ保護の権利の本質的部分を尊重し、また、データ主体の基本的な権利及び利益の安全性を確保するための適切かつ個別の措置を定める EU 法又は加盟国の国内法に基づき、第 89 条第 1 項に従い、公共の利益における保管の目的、科学研究若しくは歴史的研究の目的又は統計の目的のために取扱いが必要となる場合。」として開放条項を含んでいる。MDPA7 条は、これに対応し、「公共の利益」における処理は、管理者が IDPC と事前に相談し、事前承認を得た場合可能とするものである。なお、歴史的又は統計的目的では遺伝子データ、生体データ及び健康に関するデータのみが ((a))、社会福祉制度及びそのサービス提供の管理の監視監督については、同制度及びシステムに必要なデータのみが ((b)) 用いられ、また、研究目的で用いられる場合、IDPC は倫理委員会等に相談する必要があるとしている。開放条項への対応としては、特段の問題は見受けられない。

3.2.6 MDPA8 条 (身分証明書の取扱い、GDPR87 条の取扱い)

MDPA8 条は、身分証明書 (identity document, MDPA3 条「身分証明書」、ID カード及び身分証明書法による) につき、身分証明書の取扱いは、①安全な身分証明の重要性、②その他法が定めた適切な理由の場合にのみ許され、国家 ID 番号及びその他の識別子は、規則で定める安全管理措置の下でのみ取扱いが許されるとした。これは、GDPR87 条が「加盟国は、国民識別番号又はそれ以外の一般に利用されている識別子の取扱いのための特別の条件を別に定めることができる。その場合、国民識別番号又はそれ以外の一般に利用されている識別子は、本規則によるデータ主体の権利及び自由のための適切な保護措置の下においてのみ、これを用いることができる。」としていることに対応しているが、GDPR87 条が「国民識別番号」等の符号の扱いを定めるのに対して、MDPA8 条は「身分証明書」の取扱い目的を制限するという方法を採用している (Provided 以下は「反復的な内容」。開放条項に対応するとともに上乗せで独自の条項として定めたという形式であるが、物理的なカード等の取扱いについては GDPR が何らかの方向性を示すものではないから、開放条項の定め方として問題はないものといえようか。

3.2.7 MDPA9 条 (GDPR85 条の例外又は特例)

GDPR85 条 1 項は「加盟国は、法律によって、本規則による個人データ保護の権利と、報道の目的のための取扱い、及び、学術上、芸術上又は文学上の表現の目的のための取扱いを含め、表現の自由及び情報伝達の自由の権利との調和を保つ。」とし、同 2 項は「報道の目的、又は、学術上の表現、芸術上の表現又は文学上の表現の目的のために行われる取扱いに関し、加盟国は、個人データの保護の権利と表現の自由及び情報伝達の自由との調和を保つ必要がある場合、第 2 章 (基本原則)、第 3 章 (データ主体の権利)、第 4 章 (管理者及び処理者)、第 5 章 (第三国及び国際機関への個人データの移転)、第 6 章 (独立監督機関)、第 7 章 (協力と一貫性) 及び第 9 章 (特別のデータ取扱いの状況) の例外又は特例を定める。」とする。Wagner と Benecke は、開放条項というよりは加盟国の義務を定めた条項であると評価している ([1]p.356)。

これに対応し、MDPA9 条は、「報道の目的、又は、学術上の表現、芸術上の表現又は文学上の表現の目的」の表現について、GDPR5 条 1 項(a)-(e)、6 条、7 条、10 条、11 条 2 項、13 条 1 項ないし 3 項、14 条 1 項ないし 4 項、15 条 1 項ないし 3 項、17 条 1 項及び 2 項、18 条 1 項(a)(b)及び(d)、20 条 1 項及び 2 項、21 条 1 項、25 条、27 条、30 条、33 条、34 条、42 条、43 条、60 条ないし 62 条、63 条ないし 67 条という広範な例外を定めている。なお、この際に、管理者は、処理が比例的、必要的及び実質的な公共の利益を

目的とするということで正当化されることを確実にしなければならないとする。MDPA は、GDPR が認める例外条項のすべてを例外としたものではなく、また、抽象的であるが、管理者の処理に条件を付している。GDPR 適合性は「表現の自由及び情報伝達の自由の権利との調和」の範囲にあるかという点で検討されるが、広範な裁量が認められるであろう。

3.2.8 MDPA10 条 (GDPR49 条 5 項の制限)

GDPR49 条 5 項は、「十分性認定がない場合、EU 法又は加盟国の国内法は、重要な公共の利益を理由として、第三国又は国際機関への特別な種類の個人データの移転について、明示の制限を設けることができる。加盟国は、欧州委員会に対し、そのような条項を通知しなければならない」とする。MDPA10 条は、これに対応し、データ保護担当大臣が、IDPC と事前に協議の上、マルタ法上の規則で制限を設けることができるとする。MDPA5 条と同様の定め方であり、国内法によって下位法令への委任を定めたのであるから許されるという評価もあり得ようし、GDPR49 条 5 項が個別の条項について法律たる「国内法」を要求しており、包括的な委任は許さないという立場によれば、開放条項の限界を超えており違法だということになろう。もっとも、GDPR23 条に比べれば、49 条 5 項はその効果は越境移転の制限のみであるし、「立法措置」ではなく「国内法」という文言からも、より許容されやすいといえよう。

4. まとめと今後の展望

以上のとおり、マルタデータ保護法のうち、開放条項に対応した条項を、Wagner と Benecke の議論に従って分析した。あくまで GDPR からみた一つのケーススタディであり、マルタ法固有の事情への配慮等については不十分であることは認識している。他方で、日本の事業者が限られた時間で加盟国法を分析するとしても、少なくとも、本発表の水準では検討されるべきである。今後は、すべての加盟国法について、加盟国の固有の事情にも配慮されつつ、同様の作業がなされることが期待される。対象となるのは膨大なテキストであるが、そのような営為を通じて導き出されるデータ保護の原理もあろう。筆者らとしても、引き続きの検討を行っていく予定である。

参照条文：マルタデータ保護法パート 3 及び 4

PART III

Restrictions, Consultation and Prior Authorisation

5. The Minister may, after consultation with the Commissioner and with the concurrence of the Minister responsible for justice,

by regulations provide for a restriction to the obligations to which the data controller or processor is subject pursuant to Article 23 of the Regulation.

6. (1) Subject to the provisions of sub-article (4), controllers and processors may derogate from the provisions of Articles 15, 16, 18 and 21 of the Regulation for the processing of personal data for scientific or historical research purposes or official statistics in so far as the exercise of the rights set out in those Articles:

- (a) is likely to render impossible or seriously impair the achievement of those purposes; and
- (b) the data controller reasonably believes that such derogations are necessary for the fulfilment of those purposes.

(2) Subject to the provisions of sub-article (4), controllers and processors may derogate from the provisions of Articles 15, 16, 18, 19, 20 and 21 of the Regulation for the processing of personal data for archiving purposes in the public interest in so far as the exercise of the rights set out in those Articles:

- (a) is likely to render impossible or seriously impair the achievement of those purposes; and
- (b) the controller reasonably believes that such derogations are necessary for the fulfilment of those purposes.

(3) Where data processing referred to in sub-articles (1) and (2) serves at the same time another purpose, the derogations shall apply only to processing for the purposes referred to in those sub-articles.

(4) Processing for the purposes referred to in sub-articles (1) and (2) shall be subject to appropriate safeguards for the rights and freedoms of the data subject, including pseudonymisation and other technical and organisational measures to ensure respect for the principle of data minimisation:

Provided that, where such purposes can be fulfilled by processing which does not permit, or no longer permits, the identification of data subjects, those purposes shall be fulfilled in that manner.

7. A controller shall consult with, and obtain prior authorisation from, the Commissioner where the controller intends to

process in the public interest:

(a) genetic data, biometric data or data concerning health for statistical or research purposes; or

(b) special categories of data in relation to the management of social care services and systems, including for the purposes of quality control, management information and the general national supervision and monitoring of such services and systems:

Provided that, where genetic data, biometric data or data concerning health are required to be processed for research purposes, the Commissioner shall consult a research ethics committee or of an institution recognised by the Commissioner for the purposes of this article.

8. An identity document shall only be processed when such processing is clearly justified having regard to the purpose of the processing and –

- (a) the importance of a secure identification; or
- (b) any other valid reason as may be provided by law:

Provided that the national identity number or any other identifier of general application shall be used only under appropriate safeguards for the rights and freedoms of the data subject pursuant to the Regulation.

9. (1) Personal data processed for the purpose of exercising the right to freedom of expression and information, including processing for journalistic purposes or for the purposes of academic, artistic or literary expression, shall be exempt from compliance with the provisions of the Regulation specified in sub- article (2) where, having regard to the importance of the right of freedom of expression and information in a democratic society, compliance with any of the provisions as specified in sub-article (2) would be incompatible with such processing purposes:

Provided that when reconciling the right to the protection of personal data with the right to freedom of expression and information, the controller shall ensure that the processing is proportionate, necessary and justified for reasons of substantial public interest.

(2) For the purposes of the provisions of sub-article (1), the provisions of the following chapters of the Regulation may be exempted or derogated therefrom pursuant to Article 85(2) of the said Regulation:

(a) Chapter II (Principles):

- (i) Article 5(1)(a) to (e) (principles relating to processing);
- (ii) Article 6 (lawfulness);
- (iii) Article 7 (conditions for consent);
- (iv) Article 10 (data relating to criminal convictions, etc);
- (v) Article 11(2) (processing not requiring identification);

(b) Chapter III (rights of the data subject):

- (i) Article 13(1) to (3) (personal data collected from data subject: information to be provided);
- (ii) Article 14(1) to (4) (personal data collected other than from data subject);
- (iii) Article 15(1) to (3) (access to data and safeguards for third country transfers);
- (iv) Article 17(1) and (2) (right to erasure);
- (v) Article 18(1)(a), (b) and (d) (restriction of processing);
- (vi) Article 20(1) and (2) (right to data portability);
- (vii) Article 21(1) (objections to processing);

(c) Chapter IV (controller and processor):

- (i) Article 25 (data protection by design and by default);
- (ii) Article 27 (representatives of controllers or processors not established in the Union);
- (iii) Article 30 (records of processing activities);
- (iv) Article 33 (notification of personal data breach to supervisory authority);
- (v) Article 34 (communication of personal data breach to the data subject);
- (vi) Article 42 (certification);
- (vii) Article 43 (certification bodies);

(d) Chapter VII (co-operation and consistency):

- (i) Articles 60 to 62 (co-operation);
- (ii) Articles 63 to 67 (consistency).

PART IV

Transborder Data Transfers

10. In the absence of an adequacy decision pursuant to Article 45(3) of the Regulation, the Minister may, following consultation with the Commissioner, by regulations set limits to the transfer of specific categories of personal data to a third country or an international organisation for important reasons of public interest.

[1] WAGNER, Julian; BENECKE, Alexander. National Legislation within the Framework of the GDPR. *Eur. Data Prot. L. Rev.*, 2016, 2: 353.

[2]Case 39/72 Commission v Italian Republic - Premiums for slaughtering cows [1973] ECR 101

[3]Case 272/83 Commission of the European Communities v Italian Republic -Agricultural producer groups [1985] ECR 147